

第108号議案

指定管理者の変更の件（神戸市立須磨ヨットハーバー）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者である法人格のない団体について、その団体を構成する要素に重要な変更があることに伴い、次のとおり変更後の団体を指定管理者に指定する。

平成31年3月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立須磨ヨットハーバー

2 指定管理者

変更前	変更後
神戸市中央区波止場町2番2号 須磨ヨットハーバー運営共同事業体 代表者 一般社団法人神戸港振興協会 代表理事 岡口 憲義	神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 須磨ヨットハーバー運営共同事業体 代表者 一般財団法人神戸観光局 代表理事 尾山 基

3 指定期間

平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

4 重要な変更の内容

- (1) 指定管理者である法人格のない団体の代表者となる法人の交代
- (2) 指定管理者である法人格のない団体の構成員となる法人の変更

理 由

神戸市立須磨ヨットハーバーの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。